メールマガジン

2023年7月3日

「グローバリズム」の再構築

客員研究員 孕石健次

市場経済・民主主義と国際協調に基づく「グローバリズム」は、世界経済の発展、発展途上国の貧困からの脱却に大きく寄与したが、一方では、市場経済の行き過ぎが国内に富の偏在・集中と格差拡大をもたらし、国際的には、体制的専制国家(中国、北朝鮮など)やポピュリズムによる専制国家(ロシア、トルコなど)の急激な膨張を許し、安全保障上の脅威を高めている。自由主義世界では今世紀に入り「グローバリズム」の見直しや制度設計の動きが続いてきたが、本年、米国で新たな「ワシントン・コンセンサス」として再構築されようとしているようだ。

「グローバリズム」は、1989年以降、米国の経済政策として、また、IMFの政策勧告のベースとして定着していった「ワシントン・コンセンサス」として具体化されている。「ワシントン・コンセンサス」は IIE のジョン・ウィリアムソンが提唱した政策パッケージで、財政規律、自由貿易、変動為替相場、自由な資本移動、規制緩和、民営化など市場経済を標準的モデルとしている。基本的な概念は、マンデル=フレミング・モデルによる「国際金融のトリレンマ」理論に基づいている。

「ワシントン・コンセンサス」が最初に大きく問題となったのは、1997 - 98 年のアジア通貨危機で、IMF の勧告に基づいて市場開放、規制緩和を進めていたタイ、インドネシアなどのアジア新興国が、国際収支の赤字や外貨準備残高などを材料に、欧米ヘッジファンドから自国通貨を売り浴びせられ国際金融危機に陥り、IMF に緊急融資を要請することなった時である。その中でマレーシアは、巨大な資金を動かすヘッジファンドの餌食になるのを回避すべく、IMF の勧告を無視し資本規制を導入し通貨防衛に成功したが、その際、「ワシントン・コンセンサス」を批判し、マレーシアを擁護したのは日本の財務省だった。これが契機となって、IMFでの「ワシントン・コンセンサス」は「規制緩和には正しい順序が必要」、「通貨防衛のための一時的資本規制は容認」との修正が加えられた。

その後も、2007年のリーマンショック、大手投資銀行の破綻までは、2000年の中国によるWTO加盟、ロシアのG8入りなど、「ワシントン・コンセンサス」を満たさない主要新興国に対しては寛容な立場をとり、国際経済の秩序の維持に努めてきた。

流れが変わったのは、2012 年に中国の習近平が中国共産党総書記に就任し、「中国の夢」を掲げ政治的野心を剝き出しにし、また、他国との間で政治・外交的対立が生じた際の対抗措置として、貿易取引制限(レアメタルの禁輸、バナナやワインなどの輸入妨害など)や政治的な意図をもった途上国への融資(債務の罠)などが横行するようになってからだ。更に、中国のやり方に力を得たか、ロシアが 2014 年に主権国家であるウクライナに侵攻し、クリミアを併合、東部ドンバス地域を事実上支配、更に 2022 年2月にはウクライナに全面侵攻する暴挙を引き起こした。日米欧はウクライナに対する軍事・非軍事的支援を行うと共に、ロシアに対する経済制裁の強化している。このように、中国、ロシアとの政治、経済的対立、安全保障上の脅威が増してきたことが、新しい「ワシントン・コンセンサス」が打ち出された背景にある。

新しい「ワシントン・コンセンサス」の主要な内容は、「安全保障と産業力の回復」を経済政策の基本とする、経済的・外交的脅威を受ける国との間では、安全保障や重要産業にかかわるものについては制限する、友好国・同志国との間では「安全保障、産業力の回復」に沿って連携・協力を強化する、これらの目的に沿った形でWTOなど国際機関の改革には関与する、などである。

「グローバリズム」は、「米国第一主義」のトランプ政権の誕生、英国の EU 離脱に象徴される「ナショナリズム」の台頭によりチャレンジを受け、果ては、保守論客の中には「グローバリズム」を「ディープ・ステートの陰謀」、「世界政府樹立の野望」と同一視し、その全否定論すら巻き起こっている。その中で、一定の具体性をもった新しい「ワシントン・コンセンサス」の登場は、「グローバリズム」の再構築として歓迎したい。「グローバリズム」が適切に運用・コントロールされれば、新興国の経済発展を促し、先進国経済もその発展の恩恵を受けることは明らかだからだ。

(IIMA メールマガジンへの寄稿)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2023 Institute for International Monetary Affairs(公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル8階

電話: 03-3510-0882 e-mail: <u>admin@iima.or.jp</u> URL: <u>http://www.iima.or.jp</u>